

**物 価 高 騰 に 対 す る
市 民 ・ 事 業 者 へ の 支 援 制 度
(令 和 6 年 度)**

令 和 6 年 4 月 1 日 現 在

宍 粟 市

目 次

◇ 生活・経済面の支援	
しそく低所得世帯価格高騰支援金（追加給付）	1
しそく低所得世帯物価高騰重点支援給付金（非課税世帯・加算給付）	2
しそく低所得世帯物価高騰重点支援給付金（均等割世帯・加算給付）	3
◇ 事業者支援	
畜産農家支援事業	4
施設園芸農家支援事業	4
肥料価格高騰対策支援事業	5
肥料転換支援事業	5
水産事業者支援事業	6
◇ 医療・福祉施設等支援	
介護・障害福祉サービス事業所等食材費等価格高騰対策支援事業	
介護サービス入所・通所事業所等	7
障害福祉サービス入所・通所事業所等	8
◇ 保育所・こども園等支援	
教育・保育施設等給食経費負担軽減交付金	9
◇ 省エネ・LED化支援	
省エネ家電買い換え促進事業	10
LED化促進事業	11
◇ その他	
自動録音電話機等購入補助事業	12
防犯カメラ設置補助事業	別途要綱によります。

生活・経済面の支援

支援策の名称	しそう住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金 ＜7万円の追加給付＞
支援の概要	物価高騰に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に対する給付金（1世帯あたり3万円）を追加的に拡大し、1世帯当たり7万円（合計10万円）を給付します。
対象となる方	次の要件に該当する世帯の世帯主 ①住民税非課税世帯 基準日（令和5年12月1日）時点において宍粟市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の「住民税均等割」が非課税である世帯 ※ただし、世帯が次のどちらかの要件に該当する場合は支給対象外となります。 ・世帯員全員が、住民税課税されている親族等に扶養されている世帯 ・市町村民税均等割が課されないことについて、租税条約の適用を届け出ている人がいる世帯
支援の内容	【給付額】 1世帯 70,000円 原則、受給権者（世帯主）本人名義の金融機関口座へ振り込みます。
手続き	(1)申請が不要な世帯 ①世帯主が公金受取口座の登録を行っている世帯 ②令和5年度しそう住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり3万円）を受給された世帯のうち、令和5年6月2日から基準日までの期間に世帯主や世帯の状況に変更がない世帯 〈給付までの流れ〉 ・市から給付金の支給に関する通知を送付します。支給を希望しない場合は、通知書に記載する期日までに担当課へご連絡ください。（別途辞退届の提出についてご案内します。） ・令和6年1月下旬を目途に、登録されている金融機関口座に給付金を振り込みます。 (2)申請が必要な世帯 (1)以外の世帯（世帯主や世帯の状況に変更があった世帯等） 〈給付までの流れ〉 ・市から申請書類を送付します。 ・申請書を記入し、必要書類を添付して同封の返送用封筒で担当課へ郵送、または、持参してください。 ※原則、申請者は受給権者（世帯主）となります。 ※代理人が手続する場合は、委任状の提出が必要です。 【必要書類】 ・受給権者（世帯主）の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等） ・受給権者本人（世帯主）の金融機関口座（通帳等）の写し 【申請期限】 令和6年4月30日
お問い合わせ	健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067

生活・経済面の支援

支援策の名称	しそつ低所得世帯物価高騰重点支援給付金 ＜R5住民税非課税世帯(子育て世帯)へのこども加算給付＞
支援の概要	物価高の影響が大きい住民税非課税の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円の給付金を支給します。
対象となる方	<p>次の①②要件に該当する世帯の世帯主</p> <p>①基準日（令和5年12月1日）時点において、宍粟市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の「住民税均等割」が非課税である世帯 ②原則、基準日において①と同一世帯内において18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童が含まれる世帯</p> <p>※ただし、世帯が次のどちらかの要件に該当する場合は支給対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯員全員が、住民税が課税されている親族等に扶養されている世帯 ・市町村民税均等割が課されないことについて、租税条約の適用を届け出ている人がいる世帯
支援の内容	<p>【給付額】 児童1人あたり 50,000円 原則、受給権者（世帯主）本人名義の金融機関口座へ振り込みます。</p>
手続き	<p><u>(1)申請が不要な世帯</u> ①令和5年度しそつ住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援給付金（1世帯当たり7万円）を受給された世帯のうち、世帯主や世帯の状況に変更がない世帯 〈給付までの流れ〉 ・市から給付金の支給に関する通知を送付します。 支給を希望しない場合は、通知書に記載する期日までに担当課へご連絡ください。（別途、受給辞退の届出書の提出についてご案内します。） ・令和6年3月中旬を目途に、登録されている金融機関口座に給付金を振り込みます。</p> <p><u>(2)申請が必要な世帯</u> (1)以外の世帯（世帯主や世帯の状況に変更があった世帯等） 〈給付までの流れ〉 ・市から申請書類を送付します。 ・申請書を記入し、必要書類を添付して同封の返送用封筒で担当課へ郵送、または、持参してください。 ※原則、申請者は受給権者（世帯主）となります。 ※代理人が手続する場合は、委任状の提出が必要です。</p> <p>【必要書類】 ・受給権者（世帯主）の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等） ・受給権者本人（世帯主）の金融機関口座（通帳等）の写し ※公金受取口座の登録を行っている場合は、提出は不要です。</p> <p>【申請期限】 令和6年7月1日</p>
お問い合わせ	健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067

生活・経済面の支援

支援策の名称	しそく低所得世帯物価高騰重点支援給付金 ＜R5住民税均等割のみ課税世帯への給付(こども加算含む)＞
支援の概要	物価高の影響が大きい住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、1世帯あたり8万円を給付するとともに、住民税均等割のみ課税されている子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円の給付金を支給します。
対象となる方	<p>次の要件①に該当する世帯の世帯主（さらに②に該当する場合は、こども加算をあわせて給付します。）</p> <p>①基準日（令和5年12月1日）時点において、宍粟市に住民登録があり、世帯員全員が令和5年度「住民税均等割のみ」または「非課税」で構成されている世帯 ②原則、基準日において①と同一世帯内において18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童が含まれる世帯</p> <p>※ただし、世帯が次のどちらかの要件に該当する場合は支給対象外となります。 ・世帯員全員が、住民税所得割が課税されている親族等に扶養されている世帯 ・令和5年度住民税非課税世帯への給付金（7万円）を受給している世帯</p>
支援の内容	<p>【給付額】 要件①のみ該当…1世帯 80,000円 要件①②に該当…1世帯 80,000円に児童1人あたり50,000円を加算 原則、受給権者（世帯主）本人名義の金融機関口座へ振り込みます。</p>
手続き	<p>(1)申請が不要な世帯 ①令和5年度しそく低所得世帯物価高騰支援金（1世帯あたり2万円）を受給された世帯のうち、世帯主や世帯の状況に変更がない世帯 〈給付までの流れ〉 ・市から給付金の支給に関する通知を送付します。 支給を希望しない場合は、通知書に記載する期日までに担当課へご連絡ください。（別途、受給辞退の届出書の提出についてご案内します。） ・令和6年5月以降を目途に、登録されている金融機関口座に給付金を振り込みます。</p> <p>(2)申請が必要な世帯 (1)以外の世帯（世帯主や世帯の状況に変更があった世帯等） 〈給付までの流れ〉 ・市から申請書類を送付します。 ・申請書を記入し、必要書類を添付して同封の返送用封筒で担当課へ郵送、または、持参してください。 ※原則、申請者は受給権者（世帯主）となります。 ※代理人が手続する場合は、委任状の提出が必要です。</p> <p>【必要書類】 ・受給権者（世帯主）の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等） ・受給権者本人（世帯主）の金融機関口座（通帳等）の写し ※公金受取口座の登録を行っている場合は、提出は不要です。</p> <p>【申請期限】 令和6年7月31日</p>
お問い合わせ	健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067

事業者支援

支援策の名称	畜産農家支援事業
支援の概要	飼料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	販売実績がある市内畜産業経営者
支援の内容	<p>畜産飼料価格高騰分について、上限を100万円として、市が定める基準額（令和5年度の飼料購入量に価格上昇分を乗じて算出した額）の4分の1を助成します（百円未満切り捨て）。</p> <p>対象の飼養種類：乳牛・繁殖牛・肉用牛・養鶏</p>
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

支援策の名称	施設園芸農家支援事業
支援の概要	原油等価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	販売実績がある市内施設園芸業経営者
支援の内容	<p>施設運転燃料（重油・灯油）価格高騰分について、上限を100万円として、市が定める基準額（令和5年度の燃料高騰分について市の基準単価で算出した額）の4分の1を助成します（百円未満切り捨て）。</p>
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

事業者支援

支援策の名称	肥料価格高騰対策支援事業
支援の概要	化学肥料等価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	市内に住所を有し、令和6年度に10aを超える「水稻」を作付又は、「黒大豆、麦、野菜・花き・その他作物」を栽培し販売した経営者
支援の内容	令和6年度用作物について、化学肥料等購入費経費の一部を助成します。 交付額は、作物（水稻全般、麦、黒大豆、野菜・花きなど）ごとの面積に次の区分ごとに定める単価を乗じた額とします（百円未満切り捨て）。※実施計画書記載事項に基づきます。 水稻全般：2,170円/10a 麦：3,000円/10a 黒大豆：3,350円/10a 野菜・花きなどその他野菜：4,500円/10a（百円未満切り捨て）。
手続き	【申請期間】令和6年10月1日から令和7年1月31日まで ※実施計画書の提出がある方で、交付対象の生産者には、申込書を郵送しますので提出してください。 ※地目が「畑」で生産された場合は、別途お申し出ください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

支援策の名称	肥料転換支援事業
支援の概要	化学肥料等価格が高騰し農業経営を圧迫していることから、価格が安定している堆肥又は汚泥肥料への転換を支援するための支援金を交付します。
対象となる方	市内に住所を有し、市内農地への散布を目的に令和6年4月1日から令和7年1月31日までに2t以上の堆肥又は汚泥肥料を購入した農業者
支援の内容	購入に要した経費のうち、以下の計算により算出した額のうちいずれか低い額を助成します（百円未満切り捨て）。 ア 購入量に1トンあたり2,720円を乗じた額 イ 購入費（税抜）に3分の2を乗じた額
手続き	【申請期間】令和6年10月1日～令和7年2月13日 申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

事業者支援

支援策の名称	水産事業者支援事業
支援の概要	飼料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	販売実績がある市内水産業経営者
支援の内容	水産飼料価格高騰分について、上限を50万円として、市が定める基準額（令和5年度の飼料購入量に価格上昇分を乗じて算出した額）の4分の1を助成します（百円未満切り捨て）。
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

医療・福祉施設等支援

支援策の名称	介護・障がい福祉サービス事業所食材費等価格高騰対策支援事業 (介護サービス入所・通所事業所等)
支援の概要	食材費等価格が高騰するなか、介護サービス等を提供する入所・通所事業者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。(R5年度の事業所運営に対する支援)
対象者となる施設・事業所	<p>令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間において食事を提供した市内に所在する以下の施設・事業所</p> <p>(1) 入所系 ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 養護老人ホーム エ 軽費老人ホーム オ 認知症対応型共同生活介護事業所 カ 小規模多機能型居宅介護事業所(泊まり分) キ 短期入所施設</p> <p>(2) 通所系 ア 通所介護事業所 イ 地域密着型通所介護事業所 ウ 通所リハビリテーション事業所 エ 小規模多機能型居宅介護事業所(通い分)</p>
支援の内容	<p>【交付金額】</p> <p>(1) 入所系 定員数×10,400円(年額)</p> <p>(2) 通所系 1日の利用定員数×2,600円(年額)</p>
手続き	別途お知らせする期日までに指定の申請書を提出してください。
お問い合わせ	健康福祉部 高年福祉課 0790-63-3160



医療・福祉施設等支援

支援策の名称	介護・障がい福祉サービス事業所食材費等価格高騰対策支援事業 (障がい福祉サービス入所・通所事業所等)
支援の概要	食材費等価格が高騰するなか、障がい福祉サービス等を提供する入所・通所事業者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。 (R5年度の事業所運営に対する支援)
対象者となる施設・事業所	令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間において食事を提供した市内に所在する以下の施設・事業所 (1) 入所系 ア 共同生活援助事業所 イ 施設入所支援事業所 ウ 障がい者福祉ホーム (2) 通所系 ア 生活介護事業所 イ 就労継続支援事業所 (A型) ウ 就労継続支援事業所 (B型) エ 児童発達支援事業所 オ 放課後等デイサービス事業所 カ 地域活動支援センター
支援の内容	【交付金】 (1) 入所系 定員数×10,400円 (年額) (2) 通所系 1日の利用定員数×2,600円 (年額)
手続き	別途お知らせする期日までに指定の申請書を提出してください。
お問い合わせ	健康福祉部 障害福祉課 0790-63-3101


保育所・こども園等支援

支援策の名称	教育・保育施設等給食経費負担軽減交付金
支援の概要	市内私立特定教育・保育施設（以下「教育・保育施設等」という。）の給食提供経費の負担を軽減し、保護者が負担する給食費の高騰を防ぐとともに、食の栄養バランスや品質の維持を図ります。
対象者となる施設・事業所	食材費の高騰による保護者負担の給食費の増額を行わずに、これまで通りの水準の給食を提供する教育・保育施設等
支援の内容	<p>次の算式により算出した金額を交付金として交付します。</p> <p>市立の認定こども園及び保育所4園所の</p> <p>①（令和6年4月～令和6年9月の1食平均単価－令和3年度同期の1食平均単価）×令和6年4月～令和6年9月の平均入所児童数×令和6年4月～令和6年9月の給食提供日数</p> <p>②（令和6年10月～令和7年2月の1食平均単価－令和3年度同期の1食平均単価）×令和6年10月～令和7年3月の平均入所児童数×（令和6年10月～令和7年2月の給食提供日数＋令和7年3月の給食提供見込日数）</p>
手続き	①は令和6年10月18日までに、②は令和7年3月7日までに前記算式に基づく交付金請求書を提出してください。
お問い合わせ	教育部 こども未来課 0790-63-3114

省エネ・LED化支援

支援策の名称	省エネ家電買い換え促進事業
支援の概要	<p>燃料価格高騰の影響を受けている市民に対して省エネ性能の高い家庭電化製品への買い換えを支援し、環境負荷の低減と環境に対する市民意識の向上を図ります。</p>
対象となる方	<p>令和6年6月1日から令和6年10月31日までの間に、合計金額5万円（税抜き）以上の補助対象となる省エネ家電品等に買い換え、宍粟市内の自宅に設置された方のうち、宍粟市森林環境ポイント「やっちゃんえ！エコぽ！」の会員登録をされている方</p> <p>※1世帯あたり代表者1名の申請とし、かつ1世帯あたり1回のみ補助となります。 ※宍粟市に住民登録のある方に限ります。 ※「やっちゃんえ！エコぽ！」の会員登録が必要です。 ※令和5年度に省エネ家電買い換え促進事業を受けられた方も申請できます。</p> <div style="text-align: right;">  やっちゃんえ！エコぽ！ ホームページ </div>
支援の内容	<p>現在お使いの家電品等を、省エネ法に基づく以下の「省エネ基準達成率」を満たす製品に買い換えた場合に、購入費用の一部を助成します。</p> <p>①対象となる家電品等と達成基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫：100%以上（2021基準） ・エアコン：90%以上（2027基準） ・テレビ：80%以上（2026基準） ・IoT：100%以上（2025基準） ・ガス給湯器：100%以上（2025基準） <p>※購入金額の合計金額が5万円以上のもの。 （消費税抜きの価格、取付費用含む） ※事業所等に設置するものは対象となりません。 ※省エネ基準の達成率は製品カタログ、ホームページ等で確認して下さい。 製品情報ホームページ https://seihinjyoho.go.jp</p> <div style="text-align: right;">  省エネ基準達成率 紹介ホームページ </div> <p>②補助率：購入金額の5分の1（20%）※千円未満切り捨て</p> <p>③上限金額：1世帯あたり60,000円</p> <p>※予算額に到達した時点で、受付終了となります。</p>
手続き	<p>申請書に必要事項を記入し、買い換えを証明できる書類などを添付して、専用の申請フォームまたは市役所窓口から申請してください。 インターネット環境が未整備でエコぽ！登録が出来ない方は、市役所窓口の専用端末からエコぽ！登録を行ったうえでの申請になります。</p>
お問い合わせ	<p>産業部 森林環境課 0790-63-3065</p>

省エネ・LED化支援

支援策の名称	LED化促進事業
支援の概要	燃料価格高騰の影響を受けている市民に対して省エネ性能の高いLED照明機器の購入を支援し、環境負荷の低減と環境に対する市民意識の向上を図ります。
対象となる方	<p>令和6年6月1日から令和6年10月31日までの間に、合計5千円（税抜き）以上のLEDランプまたはLED照明機器を購入し、宍粟市内の自宅に設置された方のうち、宍粟市森林環境ポイント「やっちゃえ！エコぽ！」の会員登録をされている方</p> <p>※1世帯あたり代表者1名の申請とし、かつ1世帯あたり1回のみ補助となります。 ※宍粟市に住民登録のある方に限ります。 ※「やっちゃえ！エコぽ！」の会員登録が必要です。 ※令和5年度にLED化促進事業を受けられた方も申請できます。</p>  <p>やっちゃえ！エコぽ！ ホームページ</p>
支援の内容	<p>次の家電品を購入された場合に費用の一部を助成します。</p> <p>①対象となる家電品 家庭用LEDランプ、家庭用LED照明機器</p> <p>※購入金額の合計金額が5,000円以上のもの。 （消費税抜きの価格、取付費用含む） ※事業所等に設置するものは対象となりません。</p> <p>②補助率：購入金額の4分の1（25%）※千円未満切り捨て</p> <p>③上限金額：1世帯あたり10,000円</p> <p>※予算額に到達した時点で、受付終了となります。</p>
手続き	<p>申請書に必要事項を記入し、買い換えを証明できる書類などを添付して、専用の申請フォームまたは市役所窓口から申請してください。 インターネット環境が未整備でエコぽ！登録が出来ない方は、市役所窓口の専用端末からエコぽ！登録を行ったうえでの申請になります。</p>
お問い合わせ	産業部 森林環境課 0790-63-3065

その他

支援策の名称	自動録音電話機等購入補助事業
支援の概要	特殊詐欺による被害防止を目的として、65歳以上の方が属する世帯で自動録音電話機等を購入する場合に、経費の一部を助成します。
対象となる方	65歳以上の方が属する世帯で、令和5年12月13日以降に、自動録音電話機等を購入された方 ただし、購入日により年齢の基準日は次のとおりとなります。 令和6年3月31日以前に購入：令和6年3月31日時点で65歳以上 令和6年4月1日以降に購入：令和7年3月31日時点で65歳以上
支援の内容	自動録音電話機等の購入に要する経費に対して次のとおり補助を行います。 【補助額】 購入費の10分の10（千円未満切り捨て） 【上限額】 自動録音電話機購入…1基あたり上限10,000円 外付け録音機購入 …1基当たり上限 5,000円 ※自動録音電話機等とは、着信前自動警告機能かつ自動録音機能を有する電話機及び外付け録音機を言います。
手続き	申請手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。 【申請期限】令和7年2月7日まで
お問い合わせ	市長公室 危機管理課 0790-63-3119 一宮市民局 まちづくり推進課 0790-72-1000 波賀市民局 まちづくり推進課 0790-75-2220 千種市民局 まちづくり推進課 0790-76-2210